

# 愛知ビジネスポータルサイト会員規約

本規約は「愛知ビジネスポータルサイト運営委員会」（以下「委員会」という）が運営管理する WEB サイト「愛知ビジネスパーク いざ検索」（以下「本サイト」という）の運営を円滑に行うために、必要な事項を定めるものです。

## 目的

---

### 第1条

本サイトは、登録事業所（以下「会員」という）から提供される情報を、インターネット上に構築されたポータルサイト上で公開し、以って、会員の広報活動、受発注先・技術提携先・共同開発先等の開拓等に資することを目的とします。

## サイトの運営管理

---

### 第2条

1. 本サイトは、委員会が運営管理します。
2. 本サイトの運営は、下記5条における会費によってまかいません。

## 提供するサービス

---

### 第3条

委員会が本サイトで会員に提供するサービスは次の通りです。

(1) 定型フォームによる会員の企業紹介

委員会が定めるフォームにより、会員から提供された、企業情報等を本サイトに掲載します。

(2) 会員の自社ホームページへのリンク

本サイトから会員の自社ホームページへリンクを貼ります。

(3) アクセスログ等の情報の提供

本サイトのアクセスログ等の情報を会員に提供します。但し、インターネットの環境が整っていない場合には、本サービスの提供を受けられません。

## 会員の登録

---

### 第4条

本サイトに登録するには、委員会が定める申込書を提出して、各地域の副委員長の承認を得る必要があります。

## 会費

---

### 第5条

1. 会員は、下記に定める会費を委員会に支払っていただきます。なお、退会等いかなる理由があっても納入した会費は返金いたしません。但し、過誤納の場合および参加申込に際して委員会の承諾を得られなかった場合を除きます。



## 初年度会費

(1) 加入月 10、11、12、1、2、3月		(2) 加入月 4、5、6、7、8、9月	
参加費	10,000 円	参加費	10,000 円
会費	10,000 円	会費	5,000 円
合計	20,000 円	合計	15,000 円

## 翌年度以降会費

全会員
会費
10,000 円

※年度は毎年 10 月 1 日より翌年 9 月 30 日までとします。

2. 年度途中の入会であっても、前項に規定された会費（含む、参加費）の全額を支払っていただきます。
3. 前項における会費の支払時期および納入方法について、初年度は入会時に現金で納入するものとし、翌年度以降の会費は毎年 10 月 7 日に口座振替の方法により納入するものとしします。

## 掲載情報の更新

### 第 6 条

本サイトに、掲載される企業情報等（以下、「登録データ」という。）は以下のとおり会員からの依頼に基づいて更新します。なお、登録データの内容に変更が生じた場合は、直ちに登録データの修正を委員会に届出するものとしします。

#### (1) 無償更新

本サイトは年度毎に 3 回までの変更について無償で更新します。

#### (2) 有償更新

年度毎の更新回数が前号の 3 回を超える場合、4 回目からは別途変更手数料を必要とします。この場合、会員は変更手数料（実費：1 回につき金 5,000 円）を委員会にその都度現金で支払うものとしします。

## 会員の抹消

### 第 7 条

次の各項に該当する事由が発生した場合には、本サイトへの登録を抹消するものとしします。

- (1) 会員から登録抹消の申し出があった場合。
- (2) 会費が未納となった場合。
- (3) 会員の行為が第 9 条（禁止行為）に該当すると判断された場合。
- (4) 会員について、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申立等があった場合。
- (5) 会員が廃業または倒産した場合。
- (6) 登録データの内容について、次の事由に該当すると判断された場合。
  - ① 法律や社会通念上問題がある。
  - ② 他の会員の権利、安全性等を損なう危険がある。
  - ③ 営業妨害、名誉毀損、侮辱、脅迫、詐欺、公然猥褻物陳列、その他の犯罪行為に該当する。
  - ④ データの改ざん・破壊、勧誘、斡旋に該当する。
- (7) その他、委員会が必要と判断した場合。
- (8) 会員が次のいずれかに該当することが判明した場合
  - ① 暴力団
  - ② 暴力団員
  - ③ 暴力団準構成員
  - ④ 暴力団関係企業

- ⑤ 総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - ⑥ その他前各号に準ずる者
- (9) 会員が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合。
- ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて取引信用金庫の信用を毀損し、または当該取引信用金庫の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為

## 免責事項

---

### 第8条

委員会は、本サイトの会員に損害が発生しても一切責任を負いません。

- (1) 委員会は登録データの内容（虚偽、不正、正確さ、適法性、脅迫、名誉毀損、プライバシー侵害、猥褻、第三者の財産権侵害等）について一切の責任を負いません。また、本サイトの利用に関して会員に不利益が生じた場合においても一切の責任を負いません。
- (2) 登録データは委員会がサービスの提供及び保守管理上必要な時、または上記第7条各号のいずれかに該当した場合に当該登録データを掲載している会員に通知することなく削除できるものとします。この措置によって当該登録データを掲載している会員が損害を被ったとしても委員会は一切責任を負いません。また、登録データが削除されるまでに他の会員が被った不利益について委員会は一切の責任を負いません。
- (3) 画像等を含む本サイト上の情報は、会員の責任において提供されるものであり、情報を公開するに際し、委員会はいかなる責任や損害賠償義務等も負いません。
- (4) 会員は他の会員の行為に対する要望、疑問、クレーム等がある場合、当該会員に対し直接その旨を通知し自己の責任と費用をもって解決するものとします。
- (5) 委員会は、天災およびネットワーク障害によって発生した損害について、いかなる責任や損害賠償義務等も負いません。
- (6) 委員会はネットワークコンピュータに対する事業妨害行為による被害は免責されるものとします。
- (7) 本サイトの中から他のサイトやリソースにリンクしたり、第三者のサイトやリソースから本サイトへのリンクを提供している場合があります。この場合、本サイトは、当該サイトやリソースを管理していませんので、これらの利用及びその結果については、一切責任を負いません。会員は、当該サイトやリソースの利用規約を別途ご確認ください。

## 禁止行為

---

### 第9条

本サイトの利用に際しては、次の各号の行為を行うことを禁止します。また、会員の違反行為により本サイトに損害が生じた場合、会員側がその損害を賠償する責任を負うものとします。

- (1) 本サイト、委員会、委員会を構成する加盟機関・団体等、会員、その他の第三者の権利利益、名誉等を損ねること。他人のプライバシーを侵害したり、他人を中傷すること。
- (2) 当初より取引の意思がないにもかかわらず問い合わせするなど、他人になりすまして取引を行うこと、虚偽の情報を入力すること、その他の不正行為を行うこと。
- (3) 本サイトを無断で営利目的に使用すること。
- (4) 法令に違反すること。
- (5) 本運営規約をはじめとする、本サイトが定める各種規約に違反すること。
- (6) コンピュータのソフトウェア、ハードウェア、通信機器の機能を妨害、破壊、制限するように設計されたコンピュータウィルス、コンピュータコード、ファイル、プログラム等のコンテンツを本サイトにアップロードしたり、掲示したり、メール等の手段で公衆へ向けて送信すること。

(7) 本サイトを利用して入手した情報等を、著作権法で認められた私的利用の範囲を超え複製、販売、出版のために利用すること。

(8) 方法の如何を問わず、委員会、委員会を構成する加盟機関・団体等、会員、その他の第三者の個人情報を収集したり、蓄積すること。

## 個人情報取扱事項

---

### 第 10 条

会員は、本サービスの利用にあたり委員会へホームページ作成のために提供した個人情報に関し、以下の事項について同意するものとします。

(1) 委員会がホームページを作成依頼する企業に個人情報を提供すること及びホームページ作成企業がこの個人情報をホームページに掲載すること。

(2) 委員会が個人情報を保存し、委員会が各種連絡等の目的で利用すること。

## 運営規約の改訂

---

### 第 11 条

本サイトは、必要に応じて随時この運営規約を改定いたします。改定の際、会員に個別にご連絡することはいたしかねますので、本サイトをご利用の都度、この運営規約を必ずご確認下さるようお願いいたします。改定後に本サイトのご利用があった場合、改定後の運営規約に同意したものとさせていただきます。

## 規約外の規程

---

### 第 12 条

この規約に定めのない事項については、委員会での協議を経て別に定めます。

## 裁判地

---

### 第 13 条

会員と委員会の間で訴訟が生じた場合、名古屋地方裁判所豊橋支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## その他

---

### 附則

1. この規約は、平成 21 年 6 月 2 日から実施します。
2. 平成 22 年 6 月 18 日 改訂  
平成 22 年 10 月 14 日 改訂  
平成 26 年 5 月 22 日 改訂